

○ 土地改良事業等請負工事積算基準（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後					現行						
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準					別紙 土地改良事業等請負工事積算基準						
第1～第10 [略]					第1～第10 [略]						
別表1 [略]					別表1 [略]						
別表2 現場管理費率					別表2 現場管理費率						
(1)-a					(1)-a						
工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b			a		b		
ほ場整備工事	<u>43.14%</u>	<u>227.2</u>	<u>-0.1114</u>	<u>22.58%</u>	ほ場整備工事	<u>42.87%</u>	<u>244.0</u>	<u>-0.1166</u>	<u>21.78%</u>		
農用地造成工事	<u>32.15%</u>	<u>53.3</u>	<u>-0.0339</u>	<u>26.40%</u>	農用地造成工事	<u>31.97%</u>	<u>56.6</u>	<u>-0.0383</u>	<u>25.59%</u>		
水路トンネル工事	<u>34.52%</u>	<u>72.0</u>	<u>-0.0493</u>	<u>25.92%</u>	水路トンネル工事	<u>34.24%</u>	<u>78.7</u>	<u>-0.0558</u>	<u>24.76%</u>		
水路工事	<u>45.55%</u>	<u>545.7</u>	<u>-0.1665</u>	<u>17.32%</u>	水路工事	<u>45.31%</u>	<u>582.2</u>	<u>-0.1712</u>	<u>16.76%</u>		
排水路工事	<u>32.47%</u>	<u>106.1</u>	<u>-0.0794</u>	<u>20.47%</u>	排水路工事	<u>32.28%</u>	<u>112.8</u>	<u>-0.0839</u>	<u>19.82%</u>		
管水路工事	<u>29.27%</u>	<u>79.5</u>	<u>-0.0670</u>	<u>19.83%</u>	管水路工事	<u>29.07%</u>	<u>84.7</u>	<u>-0.0717</u>	<u>19.17%</u>		
畑かん施設工事	<u>34.53%</u>	<u>154.8</u>	<u>-0.1006</u>	<u>19.25%</u>	畑かん施設工事	<u>34.22%</u>	<u>169.3</u>	<u>-0.1072</u>	<u>18.36%</u>		
コンクリート補修工事	<u>37.49%</u>	<u>173.7</u>	<u>-0.1028</u>	<u>20.63%</u>	コンクリート補修工事	<u>37.15%</u>	<u>192.2</u>	<u>-0.1102</u>	<u>19.59%</u>		
ため池工事	<u>42.81%</u>	<u>171.1</u>	<u>-0.0929</u>	<u>24.95%</u>	ため池工事	<u>42.57%</u>	<u>181.7</u>	<u>-0.0973</u>	<u>24.19%</u>		
その他土木工事(1)	<u>40.09%</u>	<u>201.9</u>	<u>-0.1084</u>	<u>21.36%</u>	その他土木工事(1)	<u>39.81%</u>	<u>217.0</u>	<u>-0.1137</u>	<u>20.57%</u>		
その他土木工事(2)	<u>36.71%</u>	<u>99.7</u>	<u>-0.0670</u>	<u>24.87%</u>	その他土木工事(2)	<u>36.51%</u>	<u>107.0</u>	<u>-0.0721</u>	<u>24.02%</u>		
(1)-b					(1)-b						
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b			a		b		
河川工事	<u>44.05%</u>	<u>1118.2</u>	<u>-0.2052</u>	<u>15.91%</u>	河川工事	<u>43.43%</u>	<u>1,276.7</u>	<u>-0.2145</u>	<u>14.98%</u>		
海岸工事	<u>28.11%</u>	<u>100.3</u>	<u>-0.0807</u>	<u>18.84%</u>	海岸工事	<u>27.79%</u>	<u>113.9</u>	<u>-0.0895</u>	<u>17.82%</u>		
道路改良工事	<u>34.09%</u>	<u>76.4</u>	<u>-0.0512</u>	<u>26.44%</u>	道路改良工事	<u>33.69%</u>	<u>87.0</u>	<u>-0.0602</u>	<u>24.99%</u>		
舗装工事	<u>40.83%</u>	<u>598.0</u>	<u>-0.1703</u>	<u>17.54%</u>	舗装工事	<u>40.38%</u>	<u>668.7</u>	<u>-0.1781</u>	<u>16.69%</u>		
管更生工事	<u>35.56%</u>	<u>178.6</u>	<u>-0.1024</u>	<u>21.39%</u>	管更生工事	<u>35.05%</u>	<u>204.8</u>	<u>-0.1120</u>	<u>20.11%</u>		
(1)-c					(1)-c						
工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの	工種区分	対象金額	700万円以下	700万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
	適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。		適用区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
			a	b			a		b		
干拓工事	<u>25.14%</u>	<u>129.7</u>	<u>-0.1041</u>	<u>13.95%</u>	干拓工事	<u>24.97%</u>	<u>141.8</u>	<u>-0.1102</u>	<u>13.39%</u>		

(1)-d

工種区分	対象金額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	
	下記の率とする。	a	b		
フィルダム工事	3億円以下	<u>34.59%</u>	<u>154.9</u>	<u>-0.0768</u>	<u>27.87%</u>
コンクリートダム工事	3億円以下	<u>31.19%</u>	<u>35.0</u>	<u>-0.0059</u>	<u>30.68%</u>

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-1	[略]	[略]		
市街地 (DID補正) (1)-1	[略]	[略]		
一般交通影響有り (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地 (DID補正) (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]

※ [略]

別表4～別表6 [略]

(1)-d

工種区分	対象金額	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの	
	適用区分	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。	
	下記の率とする。	a	b		
フィルダム工事	3億円以下	<u>33.56%</u>	<u>184.8</u>	<u>-0.0874</u>	<u>26.24%</u>
コンクリートダム工事	3億円以下	<u>30.41%</u>	<u>41.0</u>	<u>-0.0153</u>	<u>29.13%</u>

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り (1)-1	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-1	[略]	[略]		
市街地 (DID補正) (1)-1	[略]	[略]		
一般交通影響有り (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り (2)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地 (DID補正) (1)-2	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.0</u>	[略]

※ [略]

別表4～別表6 [略]

○ 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準（平成13年3月22日12農振第1680号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行																																																																																																																																																								
<p>別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>別表1・別表2 [略]</p> <p>別表3 共通仮設費率の補正</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td><u>1.2</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ [略]</p> <p>別 紙 運搬費の積算 1 [略]</p> <p style="text-align:center;">表3.1 基本運賃表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貨物自動車規格</th> <th rowspan="2">機械名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th>20kmまで</th> <th>50kmまで</th> <th>100kmまで</th> <th>150kmまで</th> <th>200kmまで</th> <th>200kmを超え20kmまでを増す毎に</th> </tr> <tr> <th>(円)</th> <th>(円)</th> <th>(円)</th> <th>(円)</th> <th>(円)</th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">20t車以上 30t車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td rowspan="5"><u>71,000</u></td> <td rowspan="5"><u>87,000</u></td> <td rowspan="5"><u>112,000</u></td> <td rowspan="5"><u>137,000</u></td> <td rowspan="5"><u>163,000</u></td> <td rowspan="5"><u>10,200</u></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm</td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜</td> <td>鋼矢板 II・III・IV</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1) - 1	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (2) - 1	[略]	[略]	市街地 (DID補正) (1) - 1	[略]	[略]	一般交通影響有り (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (2) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地 (DID補正) (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	中山間地域	[略]	[略]	<u>1.2</u>	[略]	貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで	50kmまで	100kmまで	150kmまで	200kmまで	200kmを超え20kmまでを増す毎に	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	<u>71,000</u>	<u>87,000</u>	<u>112,000</u>	<u>137,000</u>	<u>163,000</u>	<u>10,200</u>	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm	油圧式杭圧入引抜	鋼矢板 II・III・IV	<p>別 紙 土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>別表1・別表2 [略]</p> <p>別表3 共通仮設費率の補正</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正 係数</th> <th rowspan="2">適用 優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> <td rowspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 1</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID補正) (1) - 2</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td><u>1.1</u></td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ [略]</p> <p>別 紙 運搬費の積算 1 [略]</p> <p style="text-align:center;">表3.1 基本運賃表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貨物自動車規格</th> <th rowspan="2">機械名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th>20kmまで</th> <th>50kmまで</th> <th>100kmまで</th> <th>150kmまで</th> <th>200kmまで</th> <th>200kmを超え20kmまでを増す毎に</th> </tr> <tr> <th>(円)</th> <th>(円)</th> <th>(円)</th> <th>(円)</th> <th>(円)</th> <th>(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">20t車以上 30t車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td rowspan="5"><u>62,500</u></td> <td rowspan="5"><u>76,000</u></td> <td rowspan="5"><u>98,000</u></td> <td rowspan="5"><u>120,500</u></td> <td rowspan="5"><u>142,500</u></td> <td rowspan="5"><u>8,900</u></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深0.6m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm</td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜</td> <td>鋼矢板 II・III・IV</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件			補正 係数	適用 優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り (1) - 1	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (2) - 1	[略]	[略]	市街地 (DID補正) (1) - 1	[略]	[略]	一般交通影響有り (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り (2) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地 (DID補正) (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]	貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで	50kmまで	100kmまで	150kmまで	200kmまで	200kmを超え20kmまでを増す毎に	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	<u>62,500</u>	<u>76,000</u>	<u>98,000</u>	<u>120,500</u>	<u>142,500</u>	<u>8,900</u>	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm	油圧式杭圧入引抜	鋼矢板 II・III・IV
適用条件			補正 係数			適用 優先																																																																																																																																																			
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																																																							
一般交通影響有り (1) - 1	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																					
一般交通影響有り (2) - 1	[略]	[略]																																																																																																																																																							
市街地 (DID補正) (1) - 1	[略]	[略]																																																																																																																																																							
一般交通影響有り (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																					
一般交通影響有り (2) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																					
市街地 (DID補正) (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																					
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																					
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.2</u>	[略]																																																																																																																																																					
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで	50kmまで	100kmまで	150kmまで	200kmまで	200kmを超え20kmまでを増す毎に																																																																																																																																																	
			(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)																																																																																																																																																	
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	<u>71,000</u>	<u>87,000</u>	<u>112,000</u>	<u>137,000</u>	<u>163,000</u>	<u>10,200</u>																																																																																																																																																	
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m																																																																																																																																																							
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m																																																																																																																																																							
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm																																																																																																																																																							
	油圧式杭圧入引抜	鋼矢板 II・III・IV																																																																																																																																																							
適用条件			補正 係数	適用 優先																																																																																																																																																					
施工地域区分	工種区分	対象																																																																																																																																																							
一般交通影響有り (1) - 1	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																					
一般交通影響有り (2) - 1	[略]	[略]																																																																																																																																																							
市街地 (DID補正) (1) - 1	[略]	[略]																																																																																																																																																							
一般交通影響有り (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																					
一般交通影響有り (2) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																					
市街地 (DID補正) (1) - 2	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																					
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																																					
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]																																																																																																																																																					
貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで	50kmまで	100kmまで	150kmまで	200kmまで	200kmを超え20kmまでを増す毎に																																																																																																																																																	
			(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)																																																																																																																																																	
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	<u>62,500</u>	<u>76,000</u>	<u>98,000</u>	<u>120,500</u>	<u>142,500</u>	<u>8,900</u>																																																																																																																																																	
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m																																																																																																																																																							
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m																																																																																																																																																							
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開450mm 幅925mm																																																																																																																																																							
	油圧式杭圧入引抜	鋼矢板 II・III・IV																																																																																																																																																							

○ 地質、土質調査業務の価格積算基準の制定について（平成5年3月25日付け5構改D第156号構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、<u>事務職員の人件費、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用、熱中症対策費用</u>を含むものである。</p> <p>なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(2) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 付加利益</p> <p>付加利益は、当該調査業務を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用<u>等</u>を含むものである。</p> <p>3-2・3-3 [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>別紙</p> <p>地質、土質調査業務の価格積算基準</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 地質、土質調査業務費構成費目の内容</p> <p>3-1 一般調査業務費</p> <p>一般調査業務費は、現場における各種調査、原位置試験の実施に必要な費用で、純調査費と一般管理費等で構成する。</p> <p>(1) 純調査費</p> <p>純調査費は、直接調査費、間接調査費及び業務管理費で構成する。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 業務管理費</p> <p>業務管理費は、純調査費のうち直接調査費及び間接調査費以外の当該調査業務担当部署における経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費を含むものである。</p> <p>なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>(2) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、当該調査業務を実施する企業の経費のうち純調査費以外の経費で、一般管理費及び付加利益で構成する。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 付加利益</p> <p>付加利益は、当該調査業務を実施する企業の継続的な運営に要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用を含むものである。</p> <p>3-2・3-3 [略]</p> <p>4 [略]</p>

改正後

現行

別表－1

地質、土質調査業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%

(2) [略]

別表－1

地質、土質調査業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

対象額	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下		3,000万円を超えるもの
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%

(2) [略]

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
別紙	別紙
<p>土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)</p>	<p>土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)</p>
第1～第2 [略]	第1～第2 [略]
第3 施設機械設備工事	第3 施設機械設備工事
1 [略]	1 [略]
2 請負工事費の費目	2 請負工事費の費目
2-1 [略]	2-1 [略]
2-2 据付工事原価	2-2 据付工事原価
据付工事原価の費目は次のとおりとする。	据付工事原価の費目は次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 間接工事費	(2) 間接工事費
ア [略]	ア [略]
イ 現場管理費	イ 現場管理費
工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。	工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。
(ア)～(セ) [略]	(ア)～(セ) [略]
(ソ) <u>公共工事機械設備労務者賃金実態調査に要する費用</u>	<u>[新設]</u>
<u>(タ)</u> 雑費	<u>(ソ)</u> 雑費
(ア) から <u>(ソ)</u> までに属さない諸費用。	(ア) から <u>(セ)</u> までに属さない諸費用。
ウ [略]	ウ [略]
2-3～2-5 [略]	2-3～2-5 [略]
3 請負工事費の積算	3 請負工事費の積算
3-1 製作工事原価	3-1 製作工事原価
工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。	工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 間接製作費	(2) 間接製作費
ア 間接労務費	ア 間接労務費
(ア) [略]	(ア) [略]

改正後					現行				
<p>(イ) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費 <u>(「3-9 間接労務費、工場管理費の費目別対象表」のとおり。)</u> とする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>イ 工場管理費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額 <u>(「3-9 間接労務費、工場管理費の費目別対象表」のとおり。)</u> とする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>(オ) [略]</p> <p>3-2 据付工事原価</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」 「準備費に含まれる処分費」の合計額 <u>(「3-10 共通仮設費、現場管理費の費目別対象表」のとおり。)</u> とする。</p> <p>(ウ)～(カ) [略]</p> <p>(キ) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>					<p>(イ) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>イ 工場管理費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>(エ) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。</p> <p>(オ) [略]</p> <p>3-2 据付工事原価</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」 「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。</p> <p>(ウ)～(カ) [略]</p> <p>(キ) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>				
地域補正の適用					地域補正の適用				
適用条件			補正係数	適用優先	適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象			施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
中山間地域	[略]	[略]	1.2	[略]	中山間地域	[略]	[略]	1.1	[略]

改正後					現行				
(注) 1 ～(注) 2 [略]					(注) 1 ～(注) 2 [略]				
<p><u>(ク) 共通仮設費(率分)の計算</u> <u>共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(K_r)</u> <u>× 施工地域を考慮した補正係数</u> <u>ただし、共通仮設費率は表-3・5による。</u> <u>なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(K_r)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u></p>					<p>[新設]</p>				
<p>イ 現場管理費 (ア) [略] (イ) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額 <u>(「3-10 共通仮設、現場管理費の費目別対象表」のとおり。)</u>とする。 (ウ) ～ (カ) [略] (キ) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正 a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>					<p>イ 現場管理費 (ア) [略] (イ) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。 (ウ) ～ (カ) [略] (キ) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正 a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p>				
(注) 1 ～(注) 2 [略]					(注) 1 ～(注) 2 [略]				
<u>(ク) 現場管理費の計算</u>					[新設]				
地域補正の適用					地域補正の適用				
適用条件			補正	適用優先	適用条件			補正	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象			施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]	中山間地域	[略]	[略]	<u>1.0</u>	[略]
<p><u>現場管理費 = 対象額(P) × 現場管理費率(J_o) × 施工地域を考慮した補正係数</u> <u>ただし、現場管理費率は表-3・6による。</u> <u>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率(J_o)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</u></p>									
ウ [略]					ウ [略]				
3-3～3-11 [略]					3-3～3-11 [略]				

改正後	現 行																														
記	記																														
第1 現場閉所による週休2日方式 1～5 [略]	第1 現場閉所による週休2日方式 1～5 [略]																														
6 積算方法 (1) 補正係数 週休2日の確保に取り組む工事について、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式・ <u>土木工事標準単価</u> による週休2日の補正については、第3によるものとする。	6 積算方法 (1) 補正係数 週休2日の確保に取り組む工事について、対象期間中の現場閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価方式による週休2日の補正については、第3によるものとする。																														
<table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上〕</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;"><u>1.02</u></td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;"><u>1.02</u></td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td style="text-align: center;"><u>1.02</u></td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td style="text-align: center;"><u>1.05</u></td> </tr> </table>		4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上〕	労務費	<u>1.02</u>	機械経費(賃料)	<u>1.02</u>	共通仮設費(率分)	<u>1.02</u>	現場管理費(率分)	<u>1.05</u>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上〕</td> <td style="text-align: center;"><u>4週7休以上 4週8休未満</u> 〔現場閉所率 <u>25%(7日/28日)以上28.5%未満</u>〕</td> <td style="text-align: center;"><u>4週6休以上 4週7休未満</u> 〔現場閉所率 <u>21.4%(6日/28日)以上25%未満</u>〕</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td style="text-align: center;"><u>1.05</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.03</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.01</u></td> </tr> <tr> <td>機械経費(賃料)</td> <td style="text-align: center;"><u>1.04</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.03</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.01</u></td> </tr> <tr> <td>共通仮設費(率分)</td> <td style="text-align: center;"><u>1.04</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.03</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.02</u></td> </tr> <tr> <td>現場管理費(率分)</td> <td style="text-align: center;"><u>1.09</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.07</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.05</u></td> </tr> </table>		4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上〕	<u>4週7休以上 4週8休未満</u> 〔現場閉所率 <u>25%(7日/28日)以上28.5%未満</u> 〕	<u>4週6休以上 4週7休未満</u> 〔現場閉所率 <u>21.4%(6日/28日)以上25%未満</u> 〕	労務費	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	機械経費(賃料)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	共通仮設費(率分)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	現場管理費(率分)	<u>1.09</u>	<u>1.07</u>	<u>1.05</u>
	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上〕																														
労務費	<u>1.02</u>																														
機械経費(賃料)	<u>1.02</u>																														
共通仮設費(率分)	<u>1.02</u>																														
現場管理費(率分)	<u>1.05</u>																														
	4週8休以上 〔現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上〕	<u>4週7休以上 4週8休未満</u> 〔現場閉所率 <u>25%(7日/28日)以上28.5%未満</u> 〕	<u>4週6休以上 4週7休未満</u> 〔現場閉所率 <u>21.4%(6日/28日)以上25%未満</u> 〕																												
労務費	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>																												
機械経費(賃料)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>																												
共通仮設費(率分)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>																												
現場管理費(率分)	<u>1.09</u>	<u>1.07</u>	<u>1.05</u>																												
(2) 補正方法 ○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数 ○機械経費(賃料)＝機械経費(賃料)合計×週休2日補正係数 ○共通仮設費(率分)＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数 ○現場管理費(率分)＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数	(2) 補正方法 ○労務費＝労務費合計×週休2日補正係数 ○機械経費(賃料)＝機械経費(賃料)合計×週休2日補正係数 ○共通仮設費(率分)＝対象金額×共通仮設費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数 ○現場管理費(率分)＝対象金額×現場管理費率×施工地域を考慮した補正係数×週休2日補正係数																														
ア 発注者指定方式 発注者は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、発注者は <u>工事完成時に</u> 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産省事務次官通知）別紙（以下「工事請負契約書」という。）工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記(1)の補正係数による補正を行わずに減額変更するものとする。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第	ア 発注者指定方式 発注者は、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産省事務次官通知）別紙（以下「工事請負契約書」という。）工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記(1)補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更するものとする。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たなかった場合は、補正を行わずに減額変更するものとする。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者																														

759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

イ 受注者希望方式

発注者は、入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記した上で、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。また、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記(1)の補正係数による補正を行わずに減額変更するものとする。

なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

7 [略]

8 週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行

- (1) 別紙1に示す履行実績取組証明書の発行基準は、現場閉所率が 28.5%(8日/28日)以上を達成した場合とする。
- (2) 履行実績取組証明書の発行は、監督職員は受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認した上で行うこととする。

第2 交替制による週休2日方式

1 対象工事

土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分を適用する工事のうち、災害復旧など工期に制約等を受ける工事及び、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

2~5 [略]

6 積算方法

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事について、休日率に応じて、以下のとおり労務費及び現場管理費(率分)に補正係数を乗じるものとする。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

	4週8休以上 〔休日率 28.5%(8日/28日)以上〕
労務費	<u>1.02</u>
現場管理費(率分)	<u>1.01</u>

側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評価実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

イ 受注者希望方式

発注者は、入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記した上で、当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じるものとする。また、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記(1)補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

7 [略]

8 週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書(以下「履行実績取組証明書」という。)の発行

- (1) 別紙1に示す履行実績取組証明書の発行基準は、現場閉所率が 21.4%(6日/28日)以上を達成した場合とする。
- (2) 履行実績取組証明書の発行は、監督職員は受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認した上で行うこととする。

第2 交替制による週休2日方式

1 対象工事

土地改良事業等請負工事積算基準の工種区分を適用する工事のうち、災害復旧など工期に制約等を受ける工事を対象とする。

2~5 [略]

6 積算方法

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事について、休日率に応じて、以下のとおり労務費及び現場管理費(率分)に補正係数を乗じるものとする。なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。

また、試行工事で休日率を算出する際、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は、対象外とする。

	4週8休以上	<u>4週7休以上</u>	<u>4週6休以上</u>
		<u>4週8休未満</u>	<u>4週7休未満</u>

	〔 休日率 28.5%(8日/28日) 以上 〕	〔 <u>休日率</u> <u>25%(7日/28日)</u> <u>以上 28.5%未満</u> 〕	〔 <u>休日率</u> <u>21.4%(6日/28日)</u> <u>以上 25%未満</u> 〕
労務費	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
現場管理費（率分）	<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>

(2) 補正方法

発注者は、当初積算において4週8休以上達成を前提とした補正係数を労務費に乗じるものとする。また、発注者は、工事完成時に休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記(1)の補正係数による補正を行わずに減額変更するものとする。なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

7 [略]

8 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の活用

現場の施工体制を確保するために技術者及び技能労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では技術者及び技能労働者の調達に困難になった場合は、実情に応じて変更が可能となる「地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更」通知に基づき設計変更を行うこととする。

第3 市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の補正

1 積算方法

市場単価方式・土木工事標準単価による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		<u>1.02</u>
鉄筋工（ガス圧接）		<u>1.02</u>
防護柵設置工（ガードレール）	設置	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.02</u>
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	<u>1.02</u>
	撤去	<u>1.02</u>
防護柵設置工（落石防護柵）		<u>1.01</u>

(2) 補正方法

発注者は、当初積算において4週8休以上達成を前提とした補正係数を労務費に乗じるものとする。また、発注者は、休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、労務費において上記(1)の補正係数の表に掲げる休日率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

7 [略]

8 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の活用

現場の施工体制を確保するために技術者及び技能労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、積算基準の金額相当では技術者及び技能労働者の調達が困難になった場合は、実情に応じて変更が可能となる経費（以下「実績変更対象額」という。）の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行うこととする。

営繕費：労働者送迎費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事及び通勤等に要する費用

第3 市場単価方式による週休2日の補正

1 積算方法

市場単価方式による週休2日の積算に当たっては、現場の閉所状況に応じて、下表の補正係数を乗じるものとする。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	<u>4週7休以上</u> <u>4週8休未満</u>	<u>4週6休以上</u> <u>4週7休未満</u>
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
鉄筋工（ガス圧接）		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（ガードレール）	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
	撤去	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（落石防護柵）		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>

防護柵設置工（落石防止網）		<u>1.01</u>
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.02</u>
道路標識設置工	設置	<u>1.00</u>
	撤去・移設	<u>1.02</u>
道路付属物設置工	設置	<u>1.01</u>
	撤去	<u>1.02</u>
法面工		<u>1.01</u>
吹付砕工		<u>1.01</u>
軟弱地盤処理工		<u>1.01</u>
橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.01</u>
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>
橋面防水工		<u>1.01</u>

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
<u>区画線工</u>		<u>1.02</u>
<u>排水構造物工</u>		<u>1.02</u>
<u>コンクリートブロック積工</u>		<u>1.02</u>
<u>構造物とりこわし工</u>	機械	<u>1.02</u>
	人力	<u>1.02</u>
<u>鋼橋塗装工</u>		<u>1.01</u>

第4 [略]

第5 その他

1 適用

本通知は、令和6年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

2 運用方針 [略]

防護柵設置工（落石防止網）		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
道路標識設置工	設置	<u>1.01</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去・移設	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
道路付属物設置工	設置	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
	撤去	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
法面工		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
吹付砕工		<u>1.03</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
軟弱地盤処理工		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
橋梁用伸縮継手装置設置工		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
橋面防水工		<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>

[新設]

第4 [略]

第5 その他

1 適用

本通知は、令和5年4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。

2 運用方針 [略]

○工事における現場環境改善費の積算要領について（令和2年4月1日付け元農振第3705号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知） 一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行																
<p>別紙 工事における現場環境改善費の積算要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 積算方法 (1) [略]</p> <p>(2) 積算方法 ア 算出方法は以下のとおりとする。 算出式 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = \underline{203.6} \cdot Pi^{-0.3077}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;"><u>0.43</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～オ [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>7 適用 本通知は、令和<u>6年</u>4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。</p>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)	直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = \underline{203.6} \cdot Pi^{-0.3077}$	5億円を超える場合	<u>0.43</u>	<p>別紙 工事における現場環境改善費の積算要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 積算方法 (1) [略]</p> <p>(2) 積算方法 ア 算出方法は以下のとおりとする。 算出式 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = \underline{261.7} \cdot Pi^{-0.3279}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;"><u>0.37</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～オ [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>7 適用 本通知は、令和<u>5年</u>4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。</p>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)	直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = \underline{261.7} \cdot Pi^{-0.3279}$	5億円を超える場合	<u>0.37</u>
対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)															
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = \underline{203.6} \cdot Pi^{-0.3077}$															
	5億円を超える場合	<u>0.43</u>															
対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)															
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = \underline{261.7} \cdot Pi^{-0.3279}$															
	5億円を超える場合	<u>0.37</u>															